【規定例　２】

（母性健康管理のための休暇等）

第○条　妊娠中又は出産後１年を経過しない女性社員から、所定労働時間内に母子保健法に基づく保健指導又は健康診査を受けるために、通院休暇の請求があったときは次の範囲で休暇を与える。

①妊娠２３週まで　　　　　　４週間に１回

②妊娠２４週から３５週まで　２週間に１回

③妊娠３６週以降　　　　　　１週間に１回

　　　　ただし、医師等の指示がある場合は、その指示による回数を認める。

有　給

○○％有給

無　給

２　前項の通院時間については　　　　　　　　　とする。

３　妊娠中又は出産後1年を経過しない女性社員から、保健指導又は健康診査に基づき勤務時間等について医師等の指導を受けた旨申出があった場合、次の措置を講じることとする。

1. 妊娠中の通勤緩和

原則として○時間の勤務時間の短縮又は○時間以内の時差出勤

1. 妊娠中の休憩

休憩時間の延長、休憩回数の増加、休憩時間の変更

1. 妊娠中又は出産後の諸症状に対応する措置

　　　　作業の軽減、勤務時間の短縮、休業等

有　給

* ○％有給

無　給

４　前項の措置のうち、勤務時間の短縮及び休業の措置中の賃金については、

　　　とする。